

他都道府県にて「宅地建物取引士（旧:宅地建物取引主任者）法定講習」の受講を希望される方へ

～ 受講希望先の都道府県知事の許可があれば、他都道府県講習実施団体開催の法定講習を受講していただけます ～

1. 受講希望先の都道府県知事（免許権者）等へ受講の可否を問い合わせ

- ・ 広島、山口、鳥取、島根県および大阪府での受講を希望されている方は、まずは 岡山県宅建協会（Tel:086-222-2131）へご連絡ください。（→ お電話前に下記 2. をご確認ください）
- ・ 上記 5 府県以外をご希望の方は、**受講希望先の各都道府県知事（免許権者）または各都道府県宅建協会等講習実施団体** へ、「法定講習開催日程（できれば 2、3 回分）」と「岡山県登録者の法定講習の受講が可能か」を直接お問い合わせください。
- ・ 受講可能であれば、「★ 法定講習受講にあたり必要な書類等」の確認をはじめ、受講希望先の都道府県知事（免許権者）へ今後の指示を仰いでください。

「★ 法定講習受講にあたり必要な書類等」

「受講希望先の都道府県へ提出する書類」と「岡山県へ持ち帰る書類」は、受講希望先の都道府県によって異なります。必ず 1. の受講可否電話の際に提出するタイミング（申込時か講習当日か）も含め確認をお願いいたします。

2. 岡山県宅建協会へ電話連絡

- ・ 岡山県宅建協会（Tel:086-222-2131）へ、他都道府県での法定講習受講を希望している旨をお知らせください。その際、「**取引士登録番号**」が必要 です。ご確認の上お電話ください（登録番号は取引士証の住所の下に記載されています）。
- ・ 申込の際に必要な書類や、講習当日にご持参いただく書類等の他に、住所や氏名等に変更がないかを確認させていただきます。
※なお、書類のやりとりの関係上、受講希望の法定講習日はこのお電話の日から 最低 3、4 週間の余裕がある日 をお願いいたします。
- ・ 上記 1. の 5 府県以外の法定講習を受講される方は、法定講習の会場、時間割、注意事項等の書類は、お手数ですが受講希望先へご自分でお取り寄せください。

3. 法定講習受講 (取引士証の当日交付は できません)

- ・ 当日は、指定された時間までに受付を済ませてください。
- ・ 本人確認の為、身分証明書の提示をお願いされることもあります。念の為「宅地建物取引士証」「運転免許証」等、顔写真入りの身分証明書をお持ちください。
- ・ 当日の受付時に **受講料 12,000 円（現金）** をお支払いいただき、上記「★ 法定講習受講にあたり必要な書類等」をご提出ください（講習当日ではなく、申込時に提出する場合もございます。講習実施団体へ前もって確認しておいてください）。
- ・ 受講後に返却される**交付申請書**（※右下に受講先の都道府県受講印が押印してあることを要確認。専用の受講証明書を発行する都道府県もあります）を必ずお持ち帰りください。なお、交付申請書以外の書類（受講票等）については、岡山県では特に回収いたしませんので、必要があれば講習実施団体へご提出ください。
- ・ 遅刻、早退は法定講習を受講したと認められません。くれぐれもご注意ください。

法定講習終了後、持ち帰った書類（交付申請書等）を至急岡山県宅建協会へ提出（※郵送での新しい宅地建物取引士証受取をご希望の方は 392 円分切手 を貼付した返信用封筒の同封要）してください。

2～3 週間後、宅地建物取引士証が交付されます。